

令和7年度事業計画

～ デジタル社会に機能する行政書士法の改正と大規模災害発生時の支援体制の構築に向けて～

令和6年度は、令和6年1月1日に石川県能登地方で最大震度7を観測した能登半島地震が発生し、また、8月には「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が初めて発表されるなど、大規模災害に対する備えの重要性について痛感することとなりました。本会においても、被災単位会や総務省等と連携して、石川県を中心とした被災者支援活動に注力するとともに、今後、発生が懸念される南海トラフ地震等の広域的な災害においては、被災地域のみならず全国各地から有志会員を派遣し被災者支援を行う必要があるとの考えから、持続可能な支援体制を構築するための対策を検討しました。また、行政書士法の改正については、各党の行政書士制度推進議員連盟及び懇話会の皆様を始め、総務省の御理解を得て、国会提出に向け着実な一步を踏み出すことができました。令和7年度も引き続き、大規模な災害が発生した際の支援に取り組むとともに、デジタル社会に機能する行政書士制度の確立を目指して法改正を推進してまいります。

令和6年9月、本会と内閣府との間で「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しました。この協定は、大規模災害発生時に被災自治体に行政書士を派遣し、行政機関への支援を行うことを目的としたものです。この協定に基づき、被災自治体を支援する「災害復興支援員」の養成のための研修プログラムの策定や、南海トラフ地震や首都直下地震を始めとした具体的大規模災害を想定した支援スキームの整備等、大規模災害の発生時に迅速に被災自治体を支援できる組織体制の整備を推進してまいります。

我が国における少子高齢化や人口減少、更に大規模災害対策といった社会的課題を解決する一助として、デジタルの力は最も有効であり、デジタル化への対応を主とした今般の行政書士法の改正は、正に国民の権利利益の実現に資するものであると考えています。デジタル社会の形成に向けた動きが加速する中で、地域、年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受することができる「誰一人取り残されない」社会の実現を目指すためには、行政手続に関する専門的な知見を有し、全国各地に遍在する行政書士がデジタル社会の進展に的確に対応することを使命とし、政府のデジタル施策と密に連携して、我が国の経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与すべきと考えます。また、大規模災害等により平穏な日常生活が脅かされ、経済活動が停滞した被災地の復旧・復興は喫緊の課題であるところ、災害弔慰金等の給付申請においては、混乱の中、一刻も早い受給を願って手続を行った被災者の多くが不許可処分となり、時間を要する司法判断に委ねられる事例が見受けられました。迅速な救済が必要となる災害時の行政手続においては、行政不服審査制度を有効に活用することが肝要であり、行政と国民の架け橋である行政書士が前段階関与の制限なく対応することで、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の権利利益の実現に資することができると考えています。引き続き、令和7年中の法改正の実現を目指し、関係各所との調整を進めてまいります。

令和6年10月から本格的に稼働を開始した新行政書士会員管理システムについては、デジタル庁が開発した「国家資格等情報連携・活用システム」との資格情報連携に向け、環境整備を進めてまいります。マイナンバー連携を行うことで添付書類を一部廃止することが可能となることから、各単位会における登録関係事務の更なる効率化に向けて関係規則等の見直しを図りつつ、同システムの安定的な運用を継続します。また、会報誌の発行及び送付についてもデジタル化を推進します。令和6年度は近年の物価高騰の影響を契機として、会報誌の送付方法を一部変更しました。将来的な会報誌の発行及び送付の完全なデジタル化を見据え、各会員が必要な情報を適時取得することができる方法等を検討するとともに、これらの取り組みを通じて行政書士会全体のデジタル化を推進してまいりたいと考えています。

令和5年度から大韓民国の大韓行政士会の協力を得て、大韓民国におけるデジタル化の進展状況や行政士制度の調査を実施し、その成果が今般の行政書士法の改正やデジタル庁との協議において現れたほか、大韓行政士会から相互交流を継続したいとの申し入れを受け、令和7年2月の「大韓行政士会と日本行政書士会連合会の相互交流に関する協定」の締結につながりました。令和7年度においても、大韓行政書士会との交流を進めてまいります。

国が提唱する「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」に向けて、長年にわたり「頼れる街の法律家」として多種多様なニーズに応えてきた経験を生かし、行政書士制度が更なる飛躍を遂げられるよう、法改正を始めとした各事業に全身全霊で取り組んでまいります。

1 活動理念

“そうだ、行政書士に相談しよう！”という気運を高めよう！！

- 地域住民や事業者の方々にとって、行政書士が生活圏にいる、事業者の営みに寄り添う、正に身近な良き相談相手として、地域に必要不可欠で有益な国家資格者としての位置付けを確固たるものにします。
- 権利擁護を推進することをもって、“国民の権利利益の実現”に寄与します。

2 基本方針

- “3つの共生”を掲げて、地域住民に愛され、期待される活動を充実させます。
- デジタル化や2040年問題など変容する社会と行政手続に即座に対応することで、許認可申請を始めとした官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類作成の法律専門職として、行政書士への社会的評価と信頼を高めます。
- デジタル社会においても、まずは行政書士に相談することが全国標準となるように注力します。
- 人口急減・超少子高齢社会においても、「誰一人取り残されない」国民の権利利益の実現を推進します。
- 自然災害や感染症など不測の事態が発生した際に国民・事業者支援活動を推進します。
- 多様性のある社会の実現、特に多文化共生社会の実現を目指し、その中心的役割を担います。
- 特定行政書士制度の改正にあわせて、特定行政書士の増加と知名度の向上を強力に推進します。
- 行政書士の職務に関する倫理と行動規範の徹底を推進します。

(1) 地域との共生

ー地域密着型の活動を地域において推進するために、現場が活動しやすいステージづくりをしますー

- ① 地域住民や事業者の方々に対し、行政書士業務を通して地域に貢献します。
- ② 各種団体の全国中央会などとの連携を推進することをもって、地域の金融機関などの経済団体を始めとした各種団体と連携して、各地域における事業者の支援を推進します。
- ③ 外国人材受入れに関する適正手続を始め、生活・事業における支援等と国際交流を推進します。
- ④ コスモス等と連携した全国統一運動など、全国的に成年後見制度を推進します。
- ⑤ 空き家対策及び所有者不明土地問題対策を推進します。
- ⑥ 災害復興支援活動及び地域活性化支援活動を推進します。
- ⑦ ADRや法教育を推進します。
- ⑧ 暴力団等排除対策を推進します。

(2) 役所との共生

ー行政書士制度の維持発展と行政事務の円滑化のために、政策提言等を行いますー

- ① 日政連と連携して、行政書士業務を強固にするための法改正を目指します。
- ② 行政書士法に関する調査研究を推進します。
- ③ 行政書士業務に係る法改正等について、積極的に政策提言を行います。
- ④ デジタル社会の実現への対応を推進します。
- ⑤ マイナンバーカードの普及促進を推進します。

(3) 他士業者との共生

ー多様化する国民のニーズに応えるために、他士業者との連携を図りますー

- ① 広範囲の業務特性を持つ行政書士業務に鑑みて、協力関係を構築します。

3 活動内容

各部、委員会、デジタル推進本部、行政書士制度調査室、中央研修所等の事業計画（案）のとおりです。

<各部・委員会事業計画案>

【総務部】

- 1 行政書士の品位保持と制度遵守の徹底
- 2 諸会議の開催
- 3 顕彰（式典等）の実施
- 4 新年賀詞交歓会の開催
- 5 日行連と各地方協議会との連絡会の開催
- 6 単位会相互の地域的連絡調整の促進
- 7 報酬額統計調査の実施
- 8 他の部の所管に属さない事項への対応

【経理部】

- 1 予算・決算の適正管理
- 2 賃借物件（東京都港区・虎ノ門タワーズオフィス）の適正管理

【広報部】

- 1 広報活動の推進
- 2 「月刊日本行政」の発行
- 3 行政書士制度 PR ポスターの作成
- 4 行政書士制度 PR 事業
- 5 インターネットによる広報活動
- 6 全国広報担当者会議の開催

【法規監察部】

- 1 行政書士法を含む諸法規の調査研究及び指導
- 2 関係法規集等の改訂作業及びホームページ掲載の関係法規の管理
- 3 行政書士法関係法令先例総覧等の改訂
- 4 各単位会における監察活動の推進
- 5 行政書士法違反行為の防止
- 6 全国監察担当者会議の開催

【許認可業務部】

<運輸交通部門>

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 電子申請に係る具体的対応
- 3 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

<建設・環境部門>

- 1 関係業務の開発及び法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集及び情報発信
- 3 業務拡大のための実務研究

<社労税務・生活衛生部門>

- 1 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集
- 2 業務の実務研究

3 経過措置会員による社労業務の円滑推進

<農地・土地利用部門>

- 1 法定業務及び関連業務並びに法令等の調査研究
- 2 関係省庁及び団体等との連携強化、情報収集

【法務業務部】

<部全体>

- 1 地域との共生事業の調査、情報収集及びその提供

<権利義務・事実証明部門>

- 1 改正法によりもたらされる行政書士業務に対する影響の精査とその対応
- 2 既存業務について更なる専門性を確立するための研究及び情報提供
- 3 所有者不明土地・空き家問題についての調査研究及び関係各所への情報発信

<法務事務・成年後見部門>

- 1 高齢者・障がい者等に対応する総合的な支援策（成年後見制度及びその周辺制度）の調査研究
- 2 コスモス等と連携を図り、成年後見制度のより円滑な運用を支援するための周知活動と情報発信

【国際・企業経營業務部】

<国際部門>

- 1 国際業務に関する調査研究

<知的財産部門>

- 1 知的財産業務に関する調査研究
- 2 著作権相談員制度の維持拡大に関する対応
- 3 新学習指導要領に対応した著作権教育のモデル事業案の検討

<企業支援部門>

- 1 中小企業支援等の調査研究

【登録委員会】

- 1 行政書士登録事務及び行政書士法人届出事務に関する調査研究及び指導
- 2 登録申請書類の審査

【申請取次行政書士管理委員会】

- 1 出入国在留管理手続の公正かつ円滑な実施への対応
- 2 委員会規則に係る調査及び対応
- 3 申請取次制度の普及と充実
- 4 各地方出入国在留管理局、申請取次責任者との連絡、調整
- 5 申請取次行政書士管理委員会（単位会）への助成

【規制改革委員会】

- 1 規制改革・行政改革等への総合的対応

【デジタル推進本部】

- 1 デジタル・ガバメントにおける行政書士業務の現状把握と具体的な施策
- 2 行政書士会員管理システムの改修
- 3 国家資格等情報連携・活用システムとの連携
- 4 マイナンバーカード申請サポート事業
- 5 日行連のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

【裁判外紛争解決手続（ADR）推進本部】

- 1 行政書士の行う ADR の今後についての事業展開に係る協議
- 2 認証取得済単位会課題検討協議会の開催
- 3 日行連による ADR 調停人養成のためのオンラインによるスキル研修の開催
- 4 模擬 ODR の開催と単位会が開催する研修支援
- 5 関係機関・団体等への参加
- 6 認証申請単位会及び認証取得済単位会への支援

【法改正推進本部】

- 1 行政書士法改正の推進及び制度維持への対応

【大規模災害対策本部】

- 1 大規模災害被災単位会の会務運営への支援協力・指導
- 2 大規模災害等への対応

【選挙管理委員会】

- 1 会長選挙の執行
- 2 会長選挙改善点に係る検討

【自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）対策特別委員会】

- 1 自動車保有関係手続に関する道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正に関する調査研究及び情報収集
- 2 OSSの利用促進に係る対応

【特定行政書士制度普及推進委員会】

- 1 特定行政書士制度の推進
- 2 特定行政書士業務の調査研究
- 3 特定行政書士制度 PR 活動の推進

【法教育推進委員会】

- 1 法教育事業の調査研究
- 2 単位会における法教育取組み状況等の集約・分析
- 3 単位会における法教育事業実施への支援
- 4 法教育事業の普及啓発

【暴力団等排除対策委員会】

- 1 暴力団等反社会勢力の排除対策の推進
- 2 関係団体等との連携強化、情報収集

【権利擁護推進委員会】

- 1 基本理念・活動方針の周知
- 2 行政書士業務を通じた高齢者・障がい者・外国人・LGBT 等の分野別権利擁護及び行政書士業務における手続を通じた権利擁護の調査研究
- 3 権利擁護活動の対外的な PR

【行政書士制度調査室】

- 1 行政書士制度に影響する事案や国家戦略案件への施策立案等の総合的対応及び制度に関する研究

- 2 業際問題等の背景や経緯を含めた情報の蓄積・整理及び業務情報の共有化
- 3 国等への行政書士利活用の政策提言の実施
- 4 規制改革・行政改革に関連する政策提言の実施

【中央研修所】

- 1 会則第 62 条の 3 第 1 項第一号研修の実施
 - (1) 基礎研修の実施
 - ①コンプライアンス研修
 - ②基礎法律研修
 - (2) 業務研修の実施
 - ①業務関係研修
 - ②特定行政書士プレ研修
 - ③特定行政書士ブラッシュアップ研修
 - (3) 政策研修の実施
 - ①政策関係研修
 - ②司法研修
 - ③新規業務等に対応する研修
- 2 会則第 62 条の 3 第 1 項第二号研修の実施
 - (1) 特定行政書士法定研修の実施
- 3 会則第 62 条の 3 第 1 項第三号研修の実施
 - (1) 一般倫理研修の実施
 - (2) 特別倫理研修の実施
- 4 ビデオ・オン・デマンド研修システムの運用の更なる深化・改善